

「守口市総合基本計画条例」(案)の概要について

1 目的

総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合基本計画の策定に関し、必要な事項を定める。

2 定義

総合基本計画	守口市の将来のまちづくりや政策の方向性を示す計画で基本構想及び基本計画で構成する計画をいう。(※1)
基本構想	本市の基本目標及び施策の大綱を明らかにする部分。
基本計画	基本構想に基づき、施策を体系的に示すとともに、行政各分野の主要な施策の方向性を示した計画部分。

3 市民意見の聴取

市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民に意見聴取しなければならない。

4 守口市総合基本計画審議会

市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、審議会に諮問しなければならない。また、審議会は、市長の諮問に応じ、総合基本計画に関する事項について、調査審議し、及び答申する。

5 議会の議決

市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。(※2)

6 総合基本計画との整合性の確保

個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合基本計画との整合性を図ることを明文化する。

【参考】

※1 市のまちづくりの中長期の見通しを示すための計画であるため、現計画期間は10年としています。

※2 基本構想は、市長と議会が車の両輪として市政発展の方向性を形成する観点から議会の議決を必要とすることを明文化するものです。

新たな守口市総合基本計画(案)は、平成32年度中にパブリックコメント実施予定です。